

独立行政法人等女性参画状況調査の結果について

平成30年12月27日
内閣府男女共同参画局

I 調査の目的

第4次男女共同参画基本計画－女性の参画拡大は極めて重要

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において、あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要とされ、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待」し、引き続き更なる努力を行うとされている。女性の参画拡大の動きの更なる加速に向けて、政府では各種施策の実施を進めているところである。

独立行政法人等における女性の参画拡大への積極的取組

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下「独立行政法人等」という。）における女性の参画の拡大については、同計画に具体的施策が掲げられており、独立行政法人等は国や地方公共団体とともに積極的に取り組むことが求められている。

独立行政法人等に対する施策推進のための基礎資料獲得、施策促進

上記の状況を踏まえ、独立行政法人等における今後の施策の推進に向けた基礎資料を得るため、女性の参画状況及び取組の実態についての定例的な調査を行い、調査結果の公表・フィードバックにより、各独立行政法人等の積極的な取組を促す。

II 調査の対象

- ・独立行政法人（87法人）
- ・特殊法人（33法人）
- ・認可法人（16法人）

計136法人

Ⅲ 調査結果

1. 職員・役員に占める女性の割合（平成 30 年 4 月 1 日現在）

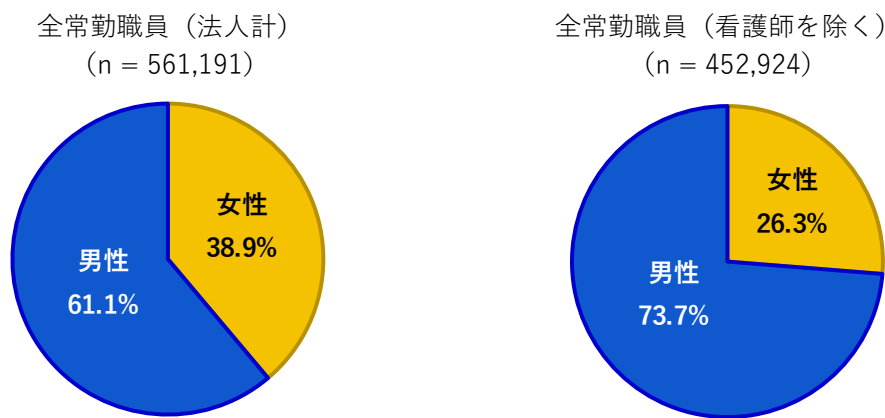
(1) 職員

① 全常勤職員（図表 1）

独立行政法人等において、全常勤職員に占める女性の割合は 38.9%（平成 29 年度 38.5%）と 3 割を超えており、昨年度より増加した。

なお、女性の割合が 91.5%と非常に高い看護師を除くと、常勤職員に占める女性の割合は 26.3%（平成 29 年度 25.8%）であった。

図表 1：全常勤職員に占める女性の割合



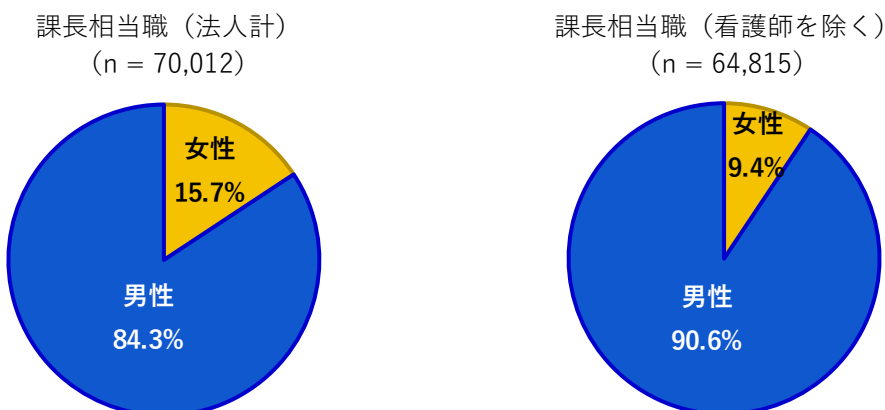
② 管理職（図表 2、3）

管理職（常勤の課長相当職及び部長相当職をいう。以下同じ。）に占める女性の割合は、14.6%（平成 29 年度 14.3%）と昨年度より増加した。

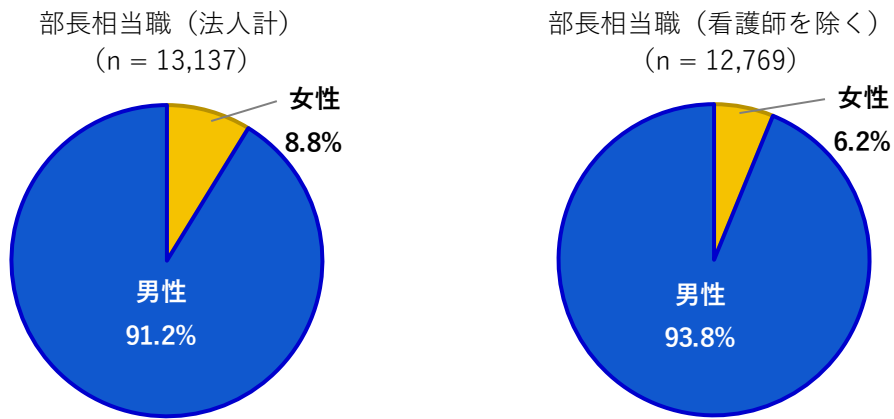
そのうち、課長相当職に占める女性の割合は 15.7%（平成 29 年度 15.4%）、部長相当職に占める女性の割合は 8.8%（平成 29 年度 8.5%）といずれも昨年度より増加した。

なお、看護師を除くと、管理職に占める女性の割合は 8.8%（平成 29 年度 8.5%）であり、課長相当職に占める女性の割合は 9.4%（平成 29 年度 9.0%）、部長相当職に占める女性の割合は 6.2%（平成 29 年度 5.9%）であった。

図表 2：課長相当職に占める女性の割合



図表3：部長相当職に占める女性の割合

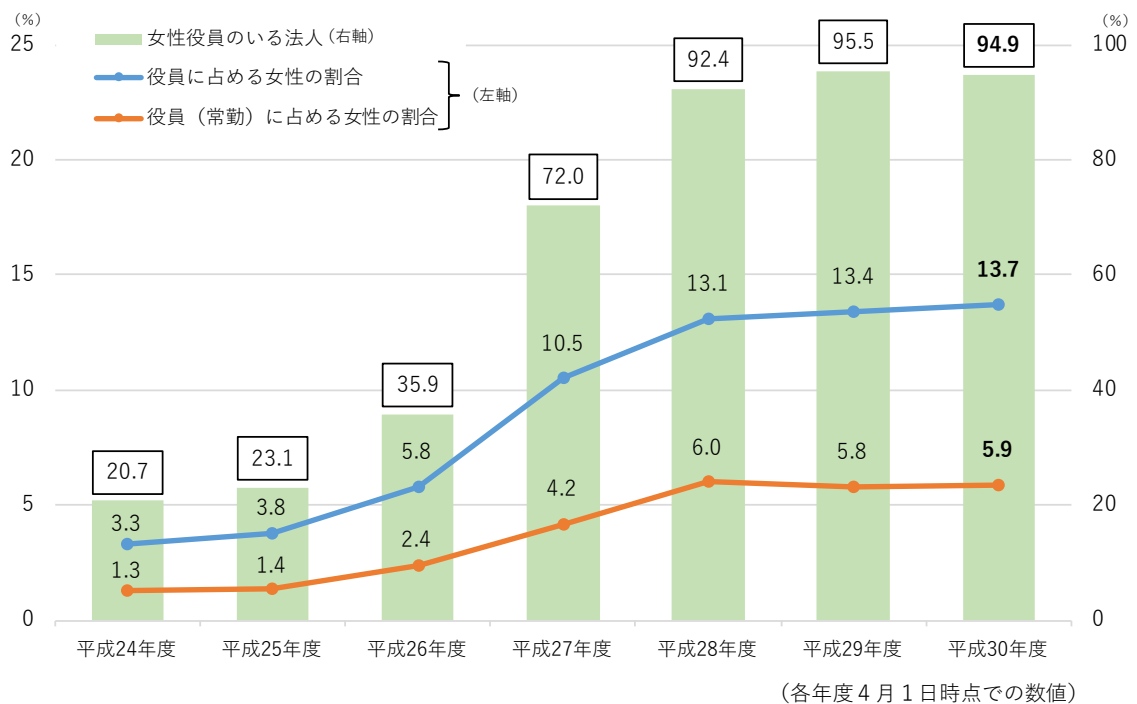


(2) 役員 (図表4)

役員について、安倍内閣総理大臣から経済団体に対して、全上場企業において「まずは役員に一人は女性を登用する」ことを要請するとともに、内閣府男女共同参画局から各府省に対して独立行政法人等の女性の管理職・役員の登用について積極的な取組を要請した平成25年以降、女性役員のいる独立行政法人等の割合についても、大きく増加してきた。平成30年度は、全136法人中129法人で94.9% (平成29年度95.5%) であり、3年連続で9割を超えている。

また、全独立行政法人等の役員に占める女性の割合は174人で13.7% (平成29年度13.4%) であり、第4次男女共同参画基本計画の成果目標である13%を3年連続で達成した。このうち常勤の役員に占める女性の割合は50人で5.9% (平成29年度5.8%) であった。

図表4：役員に占める女性の割合の推移

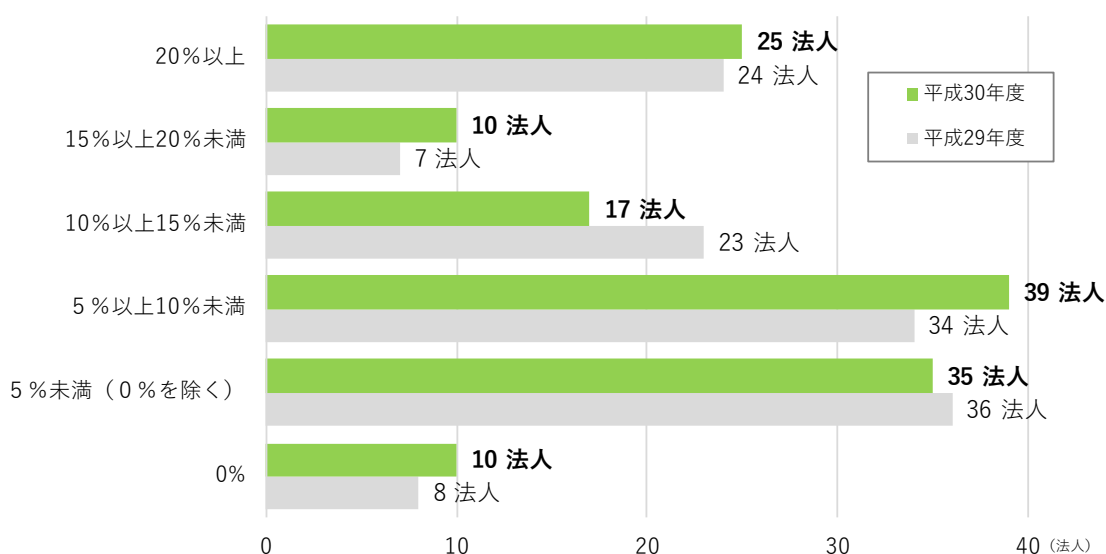


(3) 管理職に占める女性割合の分布状況（図表5）

女性管理職割合に応じて全136法人を分類すると、第4次男女共同参画基本計画において、「部長相当職及び課長相当職に占める女性の割合」を平成32年度末までに15%以上とする成果目標を定めているなか、女性管理職が15%以上の法人は35法人で25.7%（平成29年度23.5%）であった。

管理職に占める女性の割合は法人ごとに差があり、女性管理職が5%未満の法人が35法人で25.7%（平成29年度27.3%）、女性管理職がない法人は10法人で7.4%（平成29年度6.1%）であった。

図表5：管理職（課長相当職及び部長相当職）に占める女性の割合の分布



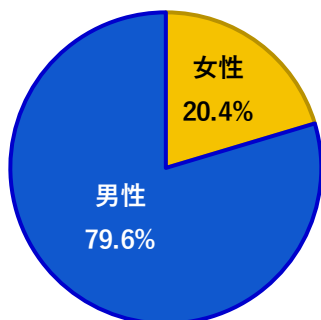
（平成30年度は136法人、平成29年度は132法人が対象）

(4) 研究に従事する職員（図表6）

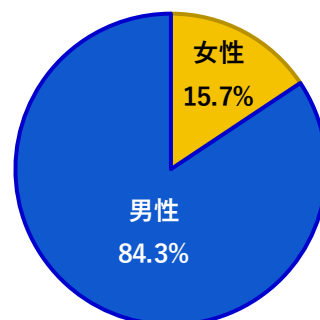
研究に従事する職員がいると回答した43法人において、研究に従事する職員に占める女性の割合は20.4%（平成29年度19.4%）である。また、常勤の研究に従事する職員は15.7%（平成29年度14.6%）

図表6：研究に従事する職員に占める女性の割合

研究に従事する職員（非常勤を含む）
(n = 18,037)



常勤の研究に従事する職員
(n = 14,513)



2. 採用者に占める女性の割合（平成30年度）（図表7、8）

平成30年度の採用者※1（新規学卒者）に占める女性の割合は61.5%（平成29年度62.3%）であり、女性が6割を超えている。

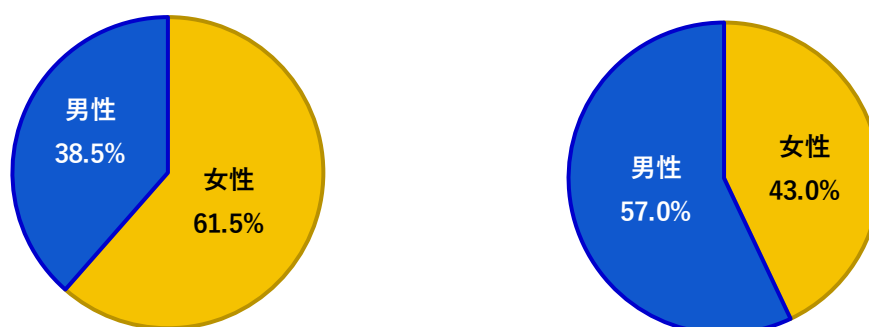
また、看護師を除くと、採用者（新規学卒者）に占める女性の割合は43.0%であり、平成27年度以降4年連続で4割を超えている。

※1）各年度4月1日から4月30日までの間に採用された者。

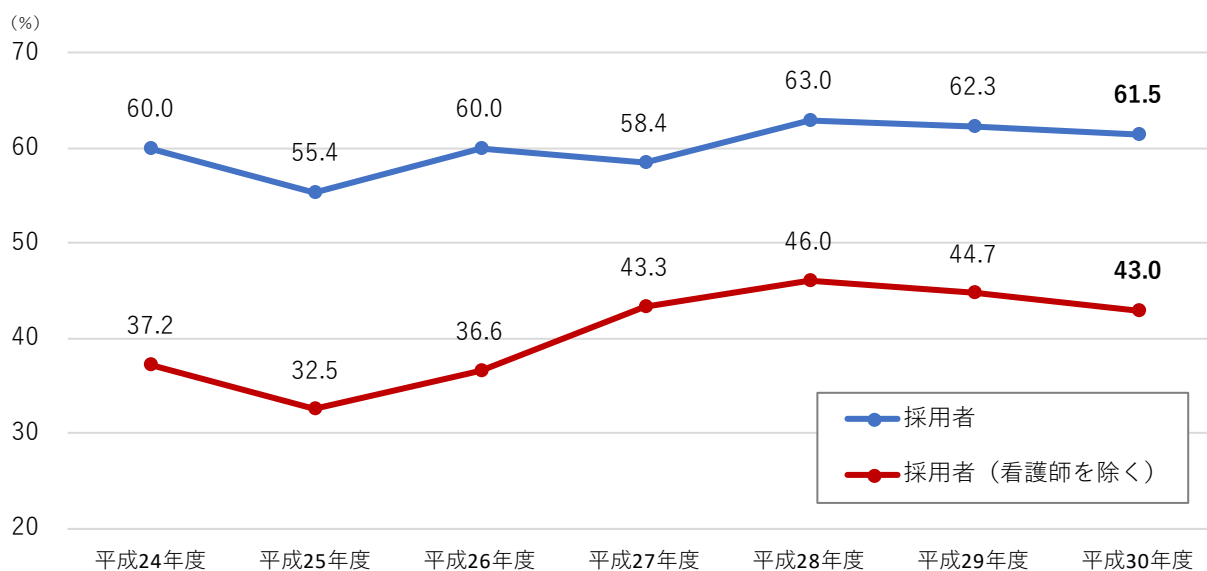
図表7：平成30年度の採用者（新規学卒者）に占める女性の割合

新規学卒者（法人計）
(n = 18,688)

新規学卒者（看護師を除く）
(n = 11,193)



図表8：採用者（新規学卒者）に占める女性の割合の推移



3. 出産・育児に伴う休暇・休業について

①育児休業の取得状況（図表9）（平成29年度）※2

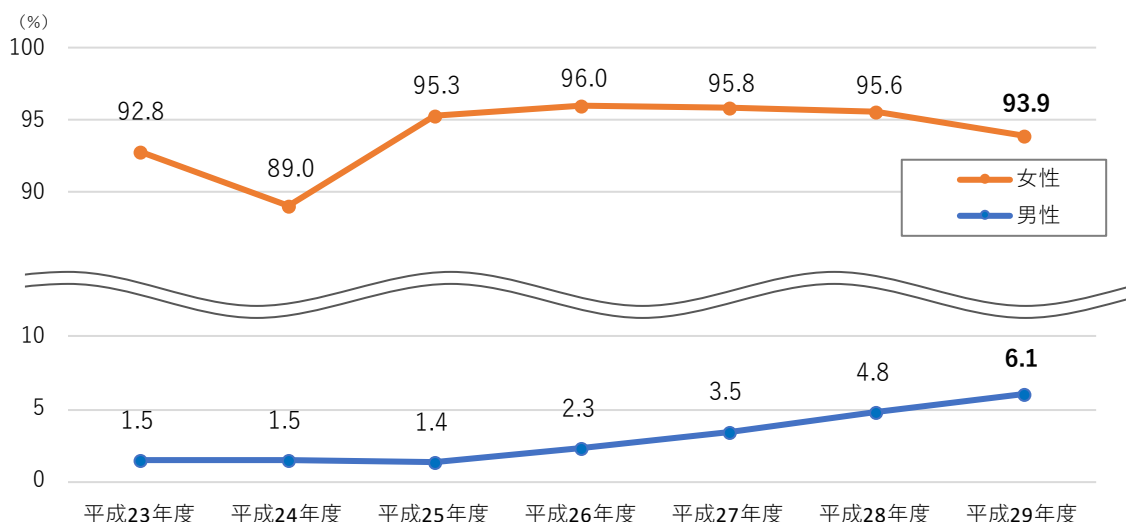
平成29年度中に育児休業を取得した職員は、8,435人（女性8,033人、男性402人）である。そのうち常勤職員は7,754人（女性7,360人、男性394人）、非常勤職員は681人（女性673人、男性8人）であった。

また、平成29年度中に育児休業が取得可能となった常勤職員※3に占める、育児休業を取得した職員の割合（以下、「育児休業取得率」という。）を男女別にみると、女性は93.9%（平成29年度95.6%）であり、5年連続で9割を超えていた。男性は6.1%（平成29年度4.8%）であり、前年度から1.3%ポイント上昇した。

※2）取得可能者数及び取得者数の双方とも把握している法人のみを集計の対象としている。

※3）平成29年度中に育児休業が取得可能となった職員とは、男性職員にあっては平成29年度中に配偶者が出産した者、女性職員にあっては平成29年度中に産後休暇が終了した者（平成29年2月3日から平成30年2月2日までに出産した者）をいう。

図表9：育児休業取得率の推移



②配偶者の出産に伴う男性の休暇制度の整備状況（平成30年度）

平成30年度において、配偶者の出産に伴う男性の休暇制度※4があるとする独立行政法人等は、全136法人のうち118法人で86.8%であった。

※4）「配偶者の出産に伴う男性の休暇制度」とは、法で定める休業・休暇制度以外に、男性職員に対して、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うため、又は妻の産前産後期間中の育児を理由に取得できる独自の休暇制度を指す。

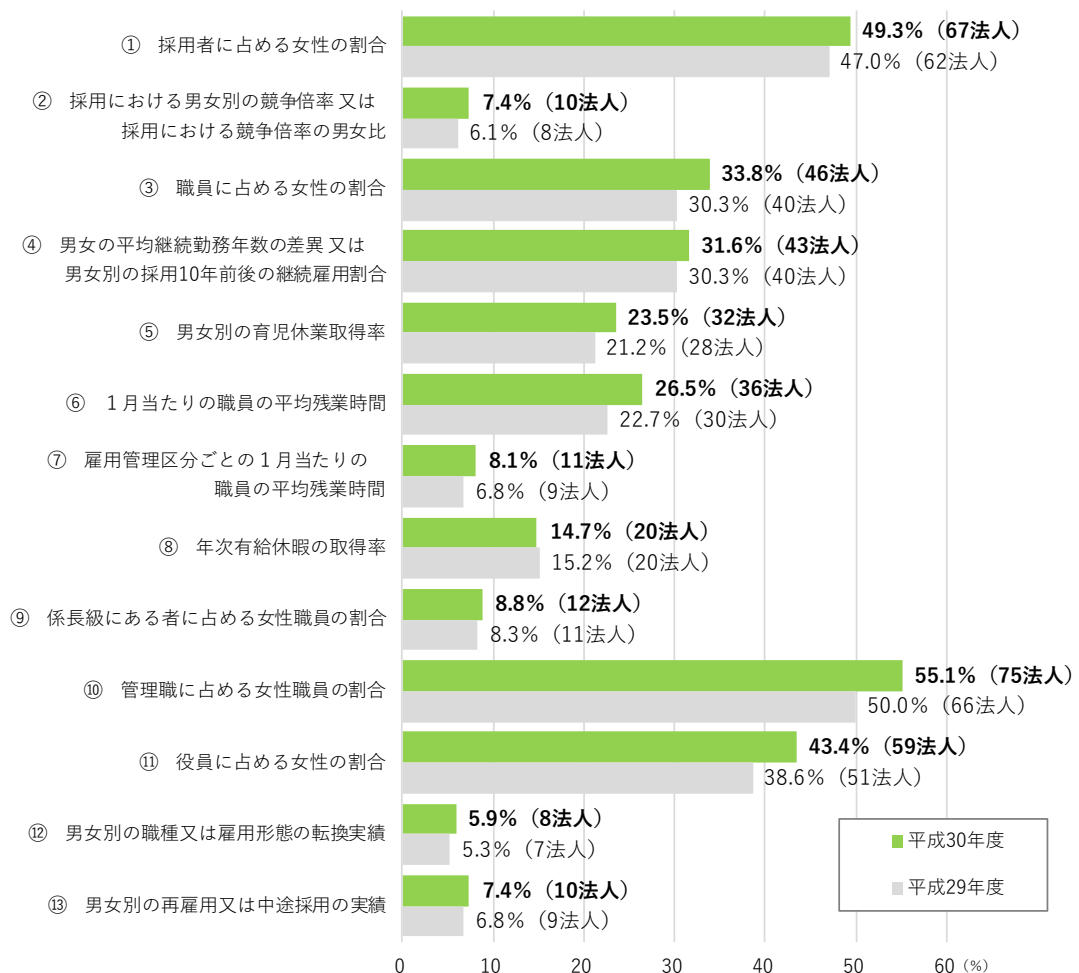
4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関する取組状況（図表 10）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）の取組状況は以下のとおりである。

- ・「一般事業主行動計画を策定している」96 法人（70.6%）
- ・「計画策定が努力義務である」37 法人（27.2%）
- ・「厚生労働大臣の認定（えるぼし）を受けている」6 法人（4.4%）
- ・「厚生労働省『女性の活躍推進企業データベース』に登録して情報公表をしている」34 法人（25.0%）。

情報公表の状況は、図表 10 のとおりであり、いずれの項目についても情報公表が昨年度よりも進んでいる。

図表 10：情報公表の状況（複数回答）



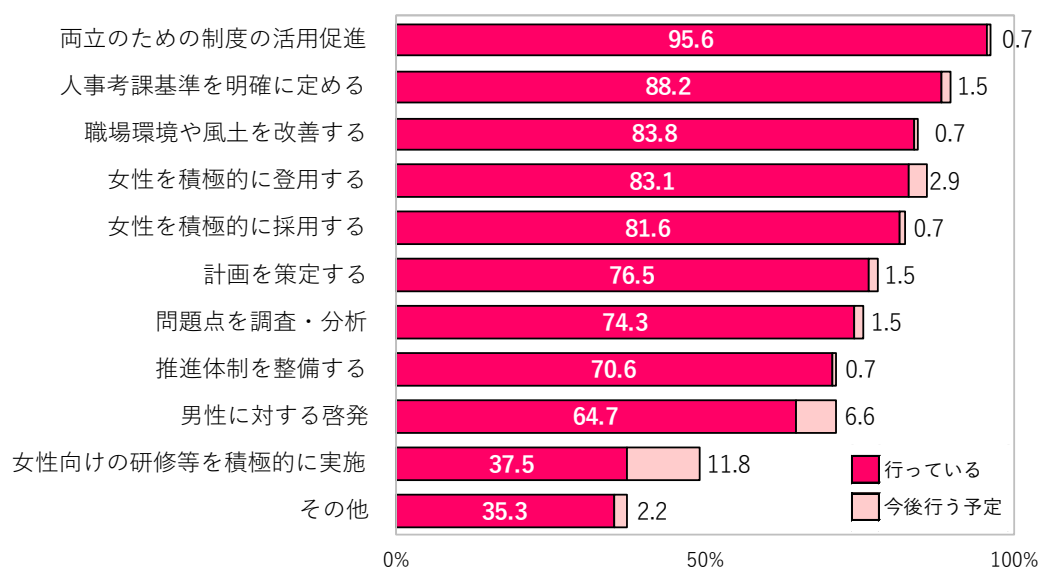
（平成 30 年度は 136 法人、平成 29 年度は 132 法人が対象）

5. ポジティブ・アクションの取組状況（図表 11）

女性の採用や登用の拡大に向けた取組について聞いたところ、「仕事と生活の両立のための制度の活用を促進する」取組を行っている独立行政法人等は 130 法人で 95.6%（平成 29 年度 96.2%）で、最も多かった。次いで、「性別により偏った評価をすることがないように、人事考課基準を明確に定める」が 120 法人で 88.2%（平成 29 年度 89.4%）、「男女の役割分担意識に基づく慣行の見直しなど、職場環境や風土を改善する」が 114 法人で 83.8%（平成 29 年度 85.6%）であった。

また、「男性に対する啓発」を行っているとする独立行政法人等は 88 法人で 64.7%（平成 29 年度 59.8%）と昨年度に比べて 4.9%ポイント上昇した。

図表 11：ポジティブ・アクションの取組（複数回答）



以 上